

戦没者等のご遺族の皆さんへ

特別弔慰金についてお知らせします

第8回特別弔慰金について請求を受理したものは、順次、香川県に進達していますが、現在、香川県では請求が集中しているため審査にたいへん時間がかかっています。審査に時間がかかり国債の交付が遅くなっても、さかのぼって弔慰金を受け取ることができますので、ご了承ください。

なお、第8回特別弔慰金制度の概要は次のとおりです。まだ請求が済んでいない方は、お早めに手続きを行ってください。

対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日現在で、公務扶助料や遺族年金等を受けない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

- (1) 平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等と生計関係を有していた 父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- (4) 上記(3)以外の 父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- (5) 上記(1)から(4)以外の三親等内の親族

(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。)

支給内容

額面40万円、10年償還の記名国債

請求期間

平成20年3月31日まで

請求に必要なもの

印鑑、戸籍抄本など

請求・問い合わせ

福祉総務課

62・1125

農業経営等のアンケート調査にご協力をお願いします!

あなたの意見をきかせてください

三豊市の今後の農政・農地行政の方策を検討するためにアンケート調査を行うことになりました。

アンケートは、農業推進委員さんまたは自治会長さんを通して配布・回収します。調査結果は統計以外の目的には使用しませんので率直なご意見をお聞かせください。

実施期間

7月

実施地域

三豊市全域

調査対象

市内の農地(田・畑)所有者

調査内容

農地の現況および農業経営について

問い合わせ 農林水産課

62・1128

農業委員会

62・1137

(財)三豊市国際交流協会からのお知らせ

国際交流ボランティアスタッフ募集

(財)三豊市国際交流協会では、中学生海外派遣事業や留学生受け入れ事業など、さまざまな国際交流活動を行っています。そこで通訳やホストファミリーなどをしてくださるボランティアスタッフを募集しています。日本にいながら外国の方々と交流をしてみませんか? 国際交流に興味のある方はぜひご参加ください。

申し込み方法

申込用紙(国際交流協会にあります。三豊市ホームページ・国際交流協会ホームページからもダウンロードできます。)を直接提出いただくか、郵送・ファックス・メールのいずれかで国際交流協会へお送りください。

賛助会員募集

(財)三豊市国際交流協会では、友好都市交流事業を中心に、市民の相互派遣交流やホームステイ交流など草の根交流活動を展開しています。

国際交流に関心をお持ちの皆さん、会員になって協会の活動に参加してみませんか!



年会費

個人 1,000円(1口)

団体・法人 10,000円(1口)

申し込み・問い合わせ (財)三豊市国際交流協会(高瀬支所2階)

72・1192 FAX72・1297

ホームページ: <http://www.main.or.jp/mitoyo/>

E-mail: kokusaikouryu@city.mitoyo.kagawa.jp